

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	障害児通所給付費、障害児相談支援給付費支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮古島市は、障害児通所給付費、障害児相談支援給付費支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

障害児通所給付費、障害児相談支援給付費支給に関する事務においては、コンピュータへのログインを職員のIDカードによって行っており、システム利用者の操作権限を個別に管理することで不要な情報へのアクセスを防止している。

## 評価実施機関名

宮古島市長

## 公表日

令和5年3月14日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害児通所給付費、障害児相談支援給付費支給に関する事務
②事務の概要	宮古島市は、児童福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①有効期限到来者に更新手続きの依頼(更新予定者のみ)。 ②申請書及び添付書類の受付。 ③受給資格の確認(調査)及び利用者負担の認定。 ④障害児相談支援計画作成の依頼、計画書案の受理及びチェック。 ⑤支給決定。支給決定(却下)通知、受給者証の発行及び送付。
③システムの名称	COKAS-R/AdⅡ、判定ソフト2014(総合型)
2. 特定個人情報ファイル名	
①受給者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第1の8の項 ・第14条(提供の要求) ・第16条(本人確認の措置) 2. 児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)(平成26年6月25日法律第79号施行時点) ・第21条の5の6(申請) ・第21条の5の7(支給要否決定等) ・第21条の5の8(支給決定の変更) ・第21条の5の9(支給決定の取消し) 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条第1号～5号 4. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第55条第1号～2号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に関係情報が含まれる項(16、56の2、116の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄の事務で必要な第四欄の特定個人情報(10、11、12、16の項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第7条(別表2の8)・第10条(別表2の11)・第12条(別表2の16)・第14条(別表2の20)・第19条(別表2の26)・第27条(別表2の53)・第31条(別表2の57)・第44条(別表2の87)・第55条(別表2の108)・第55条の2(別表2の109)・第59条の2の2(別表2の116)

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 代表(0980)72-3751
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部 障がい福祉課 代表(0980)72-3751

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年2月24日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年2月24日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月20日	Ⅱ. 1	平成27年3月31日時点	平成28年12月20日時点	事後	見直しに伴う変更
平成28年12月20日	Ⅱ. 2	平成27年3月31日時点	平成28年12月20日時点	事後	見直しに伴う変更
平成29年12月20日	Ⅰ. 5. ②	課長 下地 克浩	障がい福祉課長	事後	見直しに伴う変更
平成29年12月20日	Ⅱ. 1	1,000人以上1万人未満	1,000人未満(任意実施)	事後	見直しに伴う変更
平成29年12月20日	Ⅱ. 1	平成27年3月31日時点	平成29年12月20日時点	事後	見直しに伴う変更
平成29年12月20日	Ⅱ. 2	平成27年3月31日時点	平成29年12月20日時点	事後	見直しに伴う変更
平成30年12月20日	Ⅱ. 1	平成29年12月20日時点	平成30年12月20日時点	事後	見直しに伴う変更
平成30年12月20日	Ⅱ. 2	平成29年12月20日時点	平成30年12月20日時点	事後	見直しに伴う変更
平成31年3月8日	Ⅳ. 1	—	基礎項目評価書	事後	様式変更に伴う追記
平成31年3月8日	Ⅳ. 2	—	十分である	事後	様式変更に伴う追記
平成31年3月8日	Ⅳ. 3	—	設問いづれも「十分である」	事後	様式変更に伴う追記
平成31年3月8日	Ⅳ. 4	—	委託しない	事後	様式変更に伴う追記
平成31年3月8日	Ⅳ. 5	—	十分である	事後	様式変更に伴う追記
平成31年3月8日	Ⅳ. 6	—	十分である(人手) 十分である(提供)	事後	様式変更に伴う追記
平成31年3月8日	Ⅳ. 7	—	十分である	事後	様式変更に伴う追記
平成31年3月8日	Ⅳ. 8	—	自己点検	事後	様式変更に伴う追記
平成31年3月8日	Ⅳ. 9	—	十分に行っている	事後	様式変更に伴う追記
令和1年12月20日	Ⅰ. 3	1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第1の8の項 ・第14条(提供の要求) ・第16条(本人確認の措置) 2. 児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)(平成26年6月25日法律第79号施行時点) ・第21条の5の6(申請) ・第21条の5の7(支給要否決定等) ・第21条の5の8(支給決定の変更) ・第21条の5の9(支給決定の取消し)	1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第1の8の項 ・第14条(提供の要求) ・第16条(本人確認の措置) 2. 児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)(平成26年6月25日法律第79号施行時点) ・第21条の5の6(申請) ・第21条の5の7(支給要否決定等) ・第21条の5の8(支給決定の変更) ・第21条の5の9(支給決定の取消し) 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条第1号～5号 4. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第55条第1号～2号	事後	見直しに伴う変更
令和1年12月20日	Ⅰ. 4. ②	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に関係情報が含まれる項(16、56の2、116の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄の事務で必要な第四欄の特定個人情報(10、11、12、16の項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第7条(別表2の8)・第10条(別表2の11)・第12条(別表2の16)・第14条(別表2の20)・第19条(別表2の26)・第27条(別表2の53)・第31条(別表2の57)・第44条(別表2の87)・第55条	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に関係情報が含まれる項(16、56の2、116の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄の事務で必要な第四欄の特定個人情報(10、11、12、16の項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第7条(別表2の8)・第10条(別表2の11)・第12条(別表2の16)・第14条(別表2の20)・第19条(別表2の26)・第27条(別表2の53)・第31条(別表2の57)・第44条(別表2の87)・第55条	事後	見直しに伴う変更
令和1年12月20日	Ⅰ. 5. ②	障がい福祉課長	障がい福祉課長 石川 博幸	事後	見直しに伴う変更
令和1年12月20日	Ⅱ. 1	平成30年12月20時点	令和1年12月20日時点	事後	見直しに伴う変更
令和1年12月20日	Ⅱ. 2	平成30年12月20時点	令和1年12月20日時点	事後	見直しに伴う変更
令和2年12月1日	Ⅱ. 1	令和1年12月20日時点	令和2年12月1日時点	事後	見直しに伴う変更
令和2年12月1日	Ⅱ. 2	令和1年12月20日時点	令和2年12月1日時点	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月24日	Ⅰ. 1. ③	PLANETS	COKAS-R/AdⅡ、判定ソフト2014(総合型)	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月24日	Ⅰ. 4. ②	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に関係情報が含まれる項(16、56の2、116の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄の事務で必要な第四欄の特定個人情報(10、11、12、16の項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第7条(別表2の8)・第10条(別表2の11)・第12条(別表2の16)・第14条(別表2の20)・第19条(別表2の26)・第27条(別表2の53)・第31条(別表2の57)・第44条(別表2の87)・第55条(別表2の108)・第55条の2(別表2の109)・第59条の2の2(別表2の116)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に関係情報が含まれる項(16、56の2、116の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄の事務で必要な第四欄の特定個人情報(10、11、12、16の項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第7条(別表2の8)・第10条(別表2の11)・第12条(別表2の16)・第14条(別表2の20)・第19条(別表2の26)・第27条(別表2の53)・第31条(別表2の57)・第44条(別表2の87)・第55条(別表2の108)・第55条の2(別表2の109)・第59条の2の2(別表2の116)	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月24日	Ⅱ. 1	令和2年12月1日時点	令和5年2月24日時点	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月24日	Ⅱ. 2	令和2年12月1日時点	令和5年2月24日時点	事後	見直しに伴う変更